

障害者総合支援法に基づく コスモス沼津 運営規程 (同行援護)

(事業の目的)

第1条

株式会社コスモスケアサービスが開設する コスモス 沼津（以下「事業所」という）が行う指定障害福祉サービスの同行援護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、障害者総合支援法（平成24年法律第51号）及び厚生労働省が定める基準その他関係法令等を遵守し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

第2条

- 当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 コスモス 沼津
- 所在地 静岡県沼津市東間門1-3-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者 1名（常勤兼務1名）
 - 管理者は、事業所従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- サービス提供責任者 2名以上（常勤兼務1名以上）
 - サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所従事者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
- 従業者 常勤換算2.5名以上
 - 従業者は、居宅介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日
 - 月曜日から金曜日まで（うち祝祭日も営業）とする。
(12月31日～1月3日を除く)
2. 営業時間
 - 8:30～17:30（電話等受付時間）
3. サービス提供時間
 - 8:30～17:30

(主たる対象者)

第6条

事業所は、主たる対象者を次のとおりとする。

1. 身体障害者（うち視覚に障害を有する者）
2. 身体障害児（18歳未満で、視覚に障害を有する児童）

(障害福祉サービスの内容)

第7条

障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

1. 同行計画の作成
2. 同行援護に関する内容
 - ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆を含む）
 - ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ③ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
3. 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額)

第8条

1. 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上減月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
2. 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
3. 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。

(通常の事業実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、沼津市とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条

事業所の従業者は、障害福祉サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第11条

1. 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2. 事業所は、提供した障害福祉サービスに関し、障害者総合支援法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

1. 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年1回
2. 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社コスモスケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

障害者総合支援法に基づく コスモス沼津 運営規程

(居宅介護および重度訪問介護)

(事業の目的)

第1条

株式会社コスモスケアサービスが開設する コスモス 沼津（以下「事業所」という）が行う指定障害福祉サービスの居宅介護事業及び重度訪問介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）及び厚生労働省が定める基準その他関係法令等を遵守し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を適切に行う。
2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 コスモス沼津
2. 所在地 静岡県沼津市東間門1-3-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務1名）
 - 管理者は、事業所従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
2. サービスマネージャー 2名以上（常勤兼務2名以上）
 - サービスマネージャーは、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所従事者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
3. 従業者 常勤換算2.5名以上
 - 従業者は、居宅介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日

- 月曜日から金曜日まで（うち祝祭日も営業）とする。
(12月31日～1月3日を除く)

2. 営業時間

- 8:30～17:30（電話等受付時間）

3. サービス提供時間

- 8:30～17:30

(主たる対象者)

第6条

事業所は、主たる対象者を次のとおりとする。

1. 身体障害者（18歳未満の者を除く）
2. 知的障害者（18歳未満の者を除く）
3. 障害児（18歳未満の精神障害者を除く）

(障害福祉サービスの内容)

第7条

障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

1. 居宅介護計画の作成

2. 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排せつの介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭
- ⑥ 乗降介助
- ⑦ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

3. 家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯
- ③ 掃除
- ④ 買い物
- ⑤ 乗降介助
- ⑥ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

4. 生活等に関する相談及び助言

5. 重度訪問介護に関する内容

- 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護等、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(利用者から受領する費用の額)

第8条

- 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上減月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。

(通常の事業実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、沼津市・清水町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条

事業所の従業者は、障害福祉サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第11条

- 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 事業所は、提供した障害福祉サービスに関し、障害者総合支援法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

- 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年1回
- 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内

- 容とする。
4. 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
 5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社コスモスケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日に改訂する。

この規程は、令和8年1月1日に改訂する。